協議第１７号　　**追加**

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成１５年3月5日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
地方自治法第９１条第１項の規定による新市の議会の議員の定数は、26人以内で合併協議会で協議した人数とする。

平成１５年　　月　　日 確認